

返戻金制度

有料職業紹介事業
許可番号

27-ユ-305265

当社の職業紹介により採用された者が、入社後一定期間内に退職等した場合、求人者から受領した紹介手数料の一部を、以下の基準により返戻します。

退職等の発生時期	返戻率
入社日から 14 日以内	100%
入社日から 15 日以上 30 日以内	50%
入社日から 31 日以上 90 日以内	20%
入社日から 91 日以上 180 日以内	10%
入社日から 181 日以上 1 年以内	5%
入社日から 1 年を超えた場合	返戻なし

※適用条件・取扱い

- 返戻対象となる退職等は、採用された者の自己都合退職、または採用された者の責めに帰すべき事由による解雇を原則とします。
- 求人者の責めに帰すべき事由（採用条件の重大な相違、労働法令違反、ハラスメント等）による退職、会社都合による解雇・雇止め、事業縮小その他これらに類する場合は、原則として返戻の対象外とします。
- 返戻金額は、当社が実際に受領した紹介手数料（消費税相当額を除く）に上記返戻率を乗じて算出します。消費税等は関係法令に従い精算します。
- 返戻を受ける場合、求人者は退職等の事実を確認できる資料を添えて、退職等を知った日から 30 日以内に当社へ申し出るものとします。
- 求人者と当社との個別契約に本制度と異なる定めがある場合は、当該個別契約の定めを優先します。

株式会社リベルタワークス